

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の  
施行について

H17.12.6 警察庁丁生環発第273号、丁備発第315号、警察庁生活安全  
局生活安全局生活環境課長、警察庁警備局警備課長から警視庁生活安  
全部長、警視庁警備部長、各都道府県警察本部長、(参考送付)各方  
面本部長、各管区警察局広域調整担当部長あて

(概要)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、核原料物質、核燃  
料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び関係府省令の改正については、  
「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法  
律等の施行について」(平成17年12月1日付け警察庁丙備発第424号、丙備企発  
第76号、丙生企発第106号、丙生環発第34号)により示したところ、本通達は核  
燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の改正に伴う事務処理の変更等  
について別途示したものである。